

# 工場排水の手引

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

# 目 次

1. はじめに .....	2
2. 公共下水道の使用にあたっての法令の規定等	
(1) 水質規制 .....	3
(2) 届け出の種類と期限 .....	4, 5
(3) 事故時の措置 .....	5
(4) 水質測定義務等 .....	5
(5) 計画変更命令、改善命令等 .....	5
(6) 報告の徴収 .....	5, 6
(7) 罰 則 .....	6, 7
別 表 1	
公共下水道への排水基準 .....	8
参 考 資 料	
特定施設の種類 .....	9 ~ 17

# 1 はじめに

清潔で住みよい街をつくるために、公共下水道は欠くことの出来ない大切な施設であります。公共下水道は生活排水や工場排水を下水管に集め下水処理場で浄化し、良好な水にして河川や海に放流しています。このように公共下水道は、これらの公共用水域の水質汚濁の防止に大きな効果をあげています。

工場排水は種々雑多な成分を含みますので、法令等に定められている基準以上の悪質下水を公共下水道に流しますと、施設のコンクリートや金属箇所が損傷されたり、有害ガスや悪臭の発生するおそれがあります。さらに、下水処理場の処理機能を阻害することになり、良好な水質を確保することが出来なくなります。そのため悪質下水を排出する工場・事業場は、法令等によって除害施設を設けて適正に管理し、基準以下の水質にするように義務付けられています。

この手引書は、工場・事業場の皆様方が公共下水道を使用する際に知っていなければならない法令等と、必要な書類や届け出の手続き及び排水の水質基準等の要点をまとめたものであります。これにより業務の基本事項を把握されまして効率的な運営をされますことを切望します。

- ・平成10年 4月作成
- ・平成12年 1月改訂：下水道法の改正（ $\text{CFC}$ 対策特別措置法関連）
- ・平成13年12月改訂：下水道法施行令の改正（ほう素等の追加）
- ・平成17年11月改訂：下水道法の改正（事故時の措置等）
- ・平成18年12月改訂：下水道法施行令の改正（亜鉛基準の強化）
- ・平成23年11月改訂：下水道法施行令の改正（1,1-ジクロエチレンの緩和）
- ・平成24年 5月改訂：下水道法施行令の改正（1,4-ジメチレンの追加）
- ・平成25年 3月改訂：下水道条例の改正（地域主権推進一括法による下水道法の改正）
- ・平成26年12月改訂：下水道法施行令の改正（カドミウム基準の強化）
- ・平成27年10月改訂：下水道法施行令の改正（トリクロエチレン基準の強化）
- ・平成30年 4月改訂：下水道条例の改正（下水道条例の全部改正）

## 2 公共下水道の使用にあたっての法令の規定等

### (1) 水質規制

下水道法（昭和33年4月24日法律第79号。以下「法」という。）及び坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例（平成30年3月6日条例第3号。以下「条例」という。）では、公共下水道の機能及び構造を保全し、下水処理場からの放流水の水質を基準に適合させること、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的として水質規制を次のように行っています。

① 法第12条の2に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項6号に規定する水質基準対象施設（以下「特定施設」という）（参考資料参照）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という）からの排水のうち、別表1中「特定施設の設置（直罰対象下水）」の排水基準に適合しない下水を排除することは禁止されており、（法12条の2並びに条例25条～特定事業場からの下水の排除の制限）次の（ア）（イ）又は（ウ）に該当するものが対象になり排水基準値が守られていない下水は直ちに罰則（直罰制度）が適用され、過失による場合も処罰の対象となります。

（ア） 排水量を問わず有害物質を含む下水

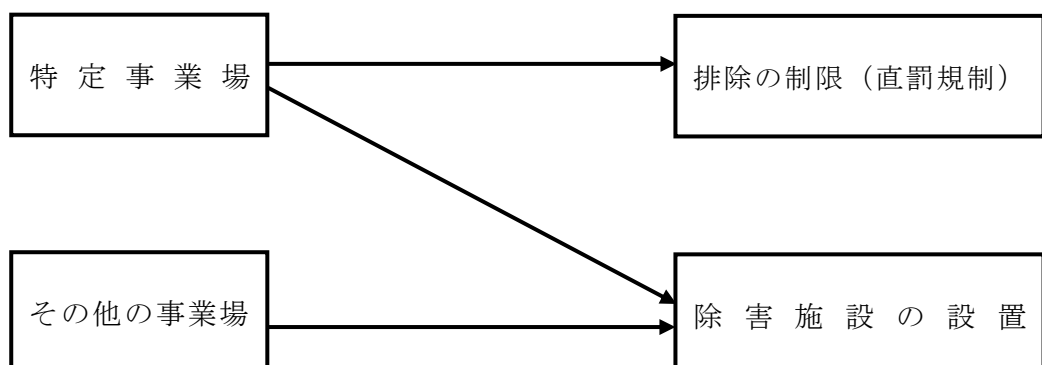
（イ） 排水量が10m<sup>3</sup>/日以上で環境項目を含む下水

（ウ） 排水量が50m<sup>3</sup>/日以上で条例による項目（沃素消費量、温度を除く）を含む下水

② ①以外の特定施設の設置者及び特定施設を設置していない者で排水基準に適合しない下水を排除する場合（現に終末処理場を有しない公共下水道の利用者を含む）は、除害施設を設け排水基準に適合させなければなりません。

（別表1参照）

（法第12条、第12条の11、条例第24条、条例第26条～除害施設の設置）



(2) 届出の種類と期限

① 公共下水道使用開始届出関係（対象：特定事業場及びその他の事業場）

	届出を必要とする場合	届出時期	根拠法令
1	排水量が日最大50m <sup>3</sup> 以上又は水質が別表1に掲げる基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用するときまた、排水量及び水質を変更しようとするときも同様とする	あらかじめ	法第11条の2 第1項 第2項
2	特定事業場（上記1により届出をしている場合を除く）が公共下水道を使用するとき		

② 特定施設の設置等の届出関係（対象：特定事業場）

届出書の種類	届出を必要とする場合	届出時期	根拠法令
1 特定施設 設置届出書	特定施設を設置する場合	着工60日 以上前	法第12条の3 第1項
2 特定施設 使用届出書	新たに特定施設が指定された場合に現にその施設を設置（設置の工事をして いる者を含む）している者	特定施設に なった日から 30日以内	法第12条の3 第2項
	特定施設を設置している工場又は事業 場が公共下水道を使用するとき	使用開始より 30日以内	法第12条の3 第3項
3 特定施設の 構造等 変更届出書	特定施設の構造、使用の方法、汚水等 の処理の方法、排出水の汚染状態及び 量、用水及び排水の系統に変更があっ た場合	着工60日 以上前	法第12条の4
4 氏名等 変更届出書	氏名又は名称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名、工場又は事 業場の名称及び所在地に変更があつた 場合	変更した日か ら30日以内	法第12条の7
5 特定施設 廃止届出書	届出を行った特定施設の使用を廃止し たとき	廃止した日か ら30日以内	法第12条の7
6 承継届出書	届出を行った者から譲り受け借り受け 相続合併によってその届出にかかる特 定施設を承継した場合	承継した日か ら30日以内	法第12条の8 第3項

※ 1, 3の届出に対しては、下水道法施行規則第11条の規定により受理書を交付します。

③ 水質管理責任者制度（対象：除害施設又は特定施設の設置者）

除害施設又は特定施設の設置者は、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく届出なければなりません。また届出た事項を変更するときも遅滞なく届出なければなりません。（条例第27条）

(3) 事故時の措置（法第12条の9）

特定事業場から排水基準を上回る物質を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに速やかに事故の状況や講じた措置を届け出なければなりません。

また、応急措置が講じてないと認めるときは、応急措置を命じることがあります。

(4) 水質測定義務（法第12条の12）

特定施設の設置者及び除害施設の設置者等は、排水の水質を測定し、結果を保存しておかなければなりません。この場合の測定方法は「下水の水質の検定方法等に関する省令」により行い、温度、PHについては排水の期間中1日1回以上、BODについては14日を超えない排水の期間ごとに1回以上、ダイオキシン類については1年を超えない排水の期間ごとに1回以上、その他の測定項目については7日を超えない排水の期間ごとに1回以上行うよう定められています。

(5) 計画変更命令、改善命令等

① 計画変更命令（法第12条の5）

特定施設の設置又は構造等の変更の届出があった場合において、排出される下水の水質が基準に適合しないと認めるときは、処理の方法等の計画の変更又は特定施設の設置の計画の廃止を命じることがあります。

② 改善命令（法第37条の2、第38条）

特定事業場から直罰規制の対象となる悪質下水が排出されるおそれがあると認めるときは、違反行為が現実に行われない段階で改善命令又は下水の排出の一時停止等必要な措置を命じます。また、その他の工場、事業場においても排水基準に適合しない水質の下水を排出している場合には、同様な措置をとることがあります。

(6) 報告の徴収（法第39条の2）

特定施設の設置者及び除害施設の設置者は、組合の求めに応じてその下水を排出する事業場等の状況、排出する下水の水質に関して必要な報告をしなければなりません。

(7) 罰 則

法及び条例に違反した場合の罰則のうち、工場排出規制に関連するものは次のとおりです。

① 法による罰則

(ア) 公共下水道の施設を損壊し、施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

（第44条第1項）

(イ) みだりに公共下水道の施設を操作して下水の排除を妨害した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

（第44条第2項）

(ウ) 計画変更命令、改善命令及び監督処分等の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。（第45条）

(エ) 特定事業場の排水で公共下水道への排出口において排水基準に違反した者は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

過失による場合も3ヶ月以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処せられます。（第46条第1項第1号）（第46条第2項）

また、事故時の応急の措置の命令に違反した者も、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。（第46条第1項第2号）

(オ) 特定施設の設置の届出、構造等の変更の届出をせず又は虚偽の届出をした者は、3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられます。

（第47条の2）

(カ) 次の各号の1に該当する違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処せられます。

（第49条）

- ・公共下水道の使用等の届出及び特定施設の使用の届出をせず又は虚偽の届出をしたとき
- ・実施の制限に違反したとき
- ・水質の記録をせず又は虚偽の記録をしたとき

- ・ 特定施設、除害施設等の立ち入り検査を拒み、妨げ又は忌避したとき
- ・ 事業場等の状況、排出する下水の水質に関する必要な報告をせず又は虚偽の報告をしたとき

(キ) 氏名の変更等の届出、承継の届出をせず又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられます。(第51条)

② 条例による罰則 (条例第46条)

次に該当する者は、5万円以下の過料に処せられます。

- ・ 条例による排水基準に違反した者 (特定事業場に係るものを除く)
- ・ 水質管理責任者の選任をしなかった者並びに届出を怠った者



別表-1

## 公共下水道への排水基準

対象項目 又は物質	対 象 者	下水処理場を有する公共下水道の使用者		現に下水処理場を有しない公共下水道の使用者 (除害施設の設置) 法第12条, 条例第24条
		特定施設の設置者 (直罰対象下水)	左記以外の特定施設の設置者及び特定施設を設置していない者(除害施設の設置)	
		法第12条の2, 条例第25条	法第12条の11, 条例第26条	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下	
	シアン化合物	1以下	1以下	
	有機燐化合物	1以下	1以下	
	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	
	6価クロム化合物	0.5以下	0.5以下	
	砒素及びその化合物	0.1以下	0.1以下	
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005以下	0.005以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	
	トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	
	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	
	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	
	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	
	1・2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	
	1・1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	
	1・4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	
	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	
	1・1・1-トリクロロエタン	3以下	3以下	
	1・1・2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	
	1・3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	
	チウラム	0.06以下	0.06以下	
	シマジン	0.03以下	0.03以下	
	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	
	ベンゼン	0.1以下	0.1以下	
	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	
	ほう素及びその化合物	10以下	10以下	
	ふっ素及びその化合物	8以下	8以下	
	ダイオキシン類	※10pg-TEQ/ℓ以下	10pg-TEQ/ℓ以下	
環境項目	フェノール類	5以下(10m <sup>3</sup> /日以上)	5以下(10m <sup>3</sup> /日以上)	
	銅及びその化合物	3以下(10m <sup>3</sup> /日以上)	3以下(10m <sup>3</sup> /日以上)	
	亜鉛及びその化合物	2以下(10m <sup>3</sup> /日以上)	2以下(10m <sup>3</sup> /日以上)	
	鉄及びその化合物(溶解性)	10以下(10m <sup>3</sup> /日以上)	10以下(10m <sup>3</sup> /日以上)	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下(10m <sup>3</sup> /日以上)	10以下(10m <sup>3</sup> /日以上)	
	クロム及びその化合物	2以下(10m <sup>3</sup> /日以上)	2以下(10m <sup>3</sup> /日以上)	
条例による項目	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満(50m <sup>3</sup> /日以上)	380未満(50m <sup>3</sup> /日以上)	
	水素イオン濃度(PH)	5超9未満(50m <sup>3</sup> /日以上)	5超9未満(30m <sup>3</sup> /日以上)	5超9未満(30m <sup>3</sup> /日以上)
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600未満(50m <sup>3</sup> /日以上)	600未満(50m <sup>3</sup> /日以上)	—
	浮遊物質(SS)	600未満(50m <sup>3</sup> /日以上)	600未満(50m <sup>3</sup> /日以上)	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5以下(50m <sup>3</sup> /日以上)	5以下(30m <sup>3</sup> /日以上)	5以下(30m <sup>3</sup> /日以上)
	動植物油	30以下(50m <sup>3</sup> /日以上)	30以下(30m <sup>3</sup> /日以上)	30以下(30m <sup>3</sup> /日以上)
	窒素含有量	240未満(50m <sup>3</sup> /日以上)	240未満(50m <sup>3</sup> /日以上)	—
	燐含有量	32未満(50m <sup>3</sup> /日以上)	32未満(50m <sup>3</sup> /日以上)	—
	沃素消費量	—	220未満(50m <sup>3</sup> /日以上)	220未満(50m <sup>3</sup> /日以上)
	温度	—	45℃以下(30m <sup>3</sup> /日以上)	45℃以下(30m <sup>3</sup> /日以上)
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>単位はPH、温度、ダイオキシン類を除き〔mg/ℓ〕である</li> <li>※ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設に限る</li> </ul>			

参考資料 (水質汚濁防止法に係る特定施設の種類の)

- 1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 選鉱施設
  - ロ 選炭施設
  - ハ 坑水中和沈でん施設
  - ニ 掘削用の泥水分離施設
- 1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く)
  - ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く)
  - ハ 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く)
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む)
  - ハ 湯煮施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 水産動物原料処理施設
  - ロ 洗浄施設
  - ハ 脱水施設
  - ニ ろ過施設
  - ホ 湯煮施設
- 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗浄施設
  - ハ 圧搾施設
  - ニ 湯煮施設
- 5 みそ、しょう油、食料アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗浄施設
  - ハ 湯煮施設
  - ニ 濃縮施設
  - ホ 精製施設
  - へ ろ過施設
- 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- 7 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗浄施設(流送施設を含む)
  - ハ ろ過施設
  - ニ 分離施設
  - ホ 精製施設
- 8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 10 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む)
  - ハ 搾汁施設
  - ニ ろ過施設
  - ホ 湯煮施設
  - へ 蒸留施設
- 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗浄施設
  - ハ 圧搾施設
  - ニ 真空濃縮施設
  - ホ 水洗式脱臭施設
- 12 動植物油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
  - ロ 洗浄施設
  - ハ 圧搾施設
  - ニ 分離施設
- 13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に揚げるもの
- イ 原料処理施設
  - ロ 洗浄施設
  - ハ 分離施設
- 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に揚げるもの
- イ 原料浸せき施設
  - ロ 洗浄施設（流送施設を含む）
  - ハ 分離施設
  - ニ 渋だめ及びこれに類する施設
- 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に揚げるもの
- イ 原料処理施設
  - ロ ろ過施設
  - ハ 精製施設
- 16 麺類製造業の用に供する湯煮施設
- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に揚げるもの
- イ 原料処理施設
  - ロ 湯煮施設
  - ハ 洗浄施設
- 18の3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に揚げるもの
- イ 水洗式脱臭施設
  - ロ 洗浄施設
- 19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に揚げるもの
- イ まゆ湯煮施設
  - ロ 副蚕処理施設
  - ハ 原料浸せき施設
  - ニ 精練機及び精練そう
  - ホ シルケット機
  - へ 漂白機及び漂白そう
  - ト 染色施設
  - チ 薬液浸透施設
  - リ のり抜き施設
- 20 洗毛業の用に供する施設であって、次に揚げるもの
- イ 洗毛施設
  - ロ 洗化炭施設
- 21 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に揚げるもの
- イ 湿式紡糸施設
  - ロ リンター又は未精練繊維薬液処理施設
  - ハ 原料回収施設
- 21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
- 21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
- 21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に揚げるもの
- イ 湿式パーカー
  - ロ 接着機洗浄施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に揚げるもの
- イ 湿式パーカー
  - ロ 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に揚げるもの
- イ 原料浸せき施設
  - ロ 湿式パーカー
  - ハ 碎木機
  - ニ 蒸解施設

- ホ 蒸解廃液濃縮施設
  - ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
  - ト 漂白施設
  - チ 沙紙施設（沙造施設を含む）
  - リ セロハン製膜施設
  - ヌ 湿式繊維板成型施設
  - ル 廃ガス洗浄施設
- 23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 自動式フィルム現像洗浄施設
  - ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
  - ロ 分離施設
  - ハ 水洗式破碎施設
  - ニ 廃ガス洗浄施設
  - ホ 湿式集じん施設
- 25 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 塩水精製施設
  - ロ 電解施設
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
  - ロ ろ過施設
  - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
  - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
  - ホ 廃ガス洗浄施設
- 27 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
  - ロ 遠心分離機
  - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
  - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
  - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
  - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
  - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
  - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
  - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
  - ヌ 廃ガス洗浄施設
  - ル 湿式集じん施設
- 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 湿式アセチレンガス発生施設
  - ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
  - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
  - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
  - ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
  - ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
- 29 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
  - ロ 静置分離器
  - ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 30 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
  - ロ 蒸留施設
  - ハ 遠心分離機
  - ニ ろ過施設
- 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
  - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
  - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設

- 3 2 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
  - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
  - ハ 遠心分離機
  - ニ 廃ガス洗浄施設
- 3 3 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 縮合反応施設
  - ロ 水洗施設
  - ハ 遠心分離機
  - ニ 静置分離器
  - ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
  - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
  - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
  - チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
  - リ 廃ガス洗浄施設
  - ヌ 湿式集じん施設
- 3 4 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
  - ロ 脱水施設
  - ハ 水洗施設
  - ニ ラテックス濃縮施設
  - ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 3 5 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 蒸留施設
  - ロ 分離施設
  - ハ 廃ガス洗浄施設
- 3 6 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 廃酸分離施設
  - ロ 廃ガス洗浄施設
  - ハ 湿式集じん施設
- 3 7 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
  - ロ 分離施設
  - ハ ろ過施設
  - ニ アクリルニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設
  - ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
  - ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
  - ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
  - チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設
  - リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設
  - ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
  - ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
  - ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
  - ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器
  - カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
  - ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
  - タ 廃ガス洗浄施設
- 3 8 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料精製施設
  - ロ 塩析施設
- 3 8 の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1・4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
- 3 9 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 脱酸施設
  - ロ 脱臭施設
- 4 0 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
- 4 1 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設
- ロ 抽出施設
- 4 2 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 石灰づけ施設
  - ハ 洗浄施設
- 4 3 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- 4 4 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 脱水施設
- 4 5 木材化学工業の用に供するフフルフラーレ蒸留施設
- 4 6 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - イ 水洗施設
  - ロ ろ過施設
  - ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
  - ニ 廃ガス洗浄施設
- 4 7 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - イ 動物原料処理施設
  - ロ ろ過施設
  - ハ 分離施設
  - ニ 混合施設（第2条に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ）
  - ホ 廃ガス洗浄施設
- 4 8 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 4 9 農薬製造業の用に供する混合施設
- 5 0 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬の製造施設
- 5 1 石油精製業（潤滑油再生業を含む）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - イ 脱塩施設
  - ロ 原油常圧蒸留施設
  - ハ 脱硫施設
  - ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
  - ホ 潤滑油洗浄施設
- 5 1 の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- 5 1 の 3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
- 5 2 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - イ 洗浄施設
  - ロ 石灰づけ施設
  - ハ タンニンづけ施設
  - ニ クロム浴施設
  - ホ 染色施設
- 5 3 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - イ 研磨洗浄施設
  - ロ 廃ガス洗浄施設
- 5 4 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - イ 抄造施設
  - ロ 成型機
  - ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む）
- 5 5 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
- 5 6 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 5 7 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 5 8 窯業原料（うわ薬原料を含む）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - イ 水洗式破碎施設
  - ロ 水洗式分別施設
  - ハ 酸処理施設
  - ニ 脱水施設
- 5 9 碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - イ 水洗式破碎施設

- ロ 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ タール及びガス液分離施設
  - ロ ガス冷却洗浄施設
  - ハ 圧延施設
  - ニ 焼入れ施設
  - ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 還元そう
  - ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く）
  - ハ 焼入れ施設
  - ニ 水銀精製施設
  - ホ 廃ガス洗浄施設
  - ヘ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 焼入れ施設
  - ロ 電解式洗浄施設
  - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
  - ニ 水銀精製施設
  - ホ 廃ガス洗浄施設
- 63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- 63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ タール及びガス液分離施設
  - ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む）
- 64の2 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1立方メートル未満の事業場に係るものを除く）
  - イ 沈でん施設
  - ロ ろ過施設
- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 66 電気めっき施設
- 66の2 エチレンキサイド又は1・4ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
- 66の3 （適用外）
- 66の4 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く）
- 66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く）
- 66の6 飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く）
- 66の7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く）
- 66の8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く）
- 67 洗濯業の用に供する洗浄施設
- 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 68の2 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの
  - イ ちゅう房施設
  - ロ 洗浄施設
  - ハ 入浴施設
- 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- 69の2 中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る）
  - イ 卸売場
  - ロ 仲卸売場
- 69の3 地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを

除く)をいう)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総床面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く)

- イ 卸売場
- ロ 仲卸市場

70 廃油処理施設(海洋汚染及び会場災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう)

70の2 自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次に掲げるものを除く)

71 自動式車両洗浄施設

71の2 科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設
- ロ 焼入れ移設

71の3 一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう)である焼却施設

71の4 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう)のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行うもの(同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く)をいう)が設置するもの

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く)

71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く)

72 し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く)

73 下水道終末処理施設

74 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く)の処理施設(前2号に掲げるものを除く)



(ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の種類)

- 1 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
- 2 カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
- 3 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 4 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 5 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
- 7 カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
  - イ 硫酸濃縮施設
  - ロ シクロヘキサン分離施設
  - ハ 廃ガス洗浄施設
- 8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
  - イ 水洗施設
  - ロ 廃ガス洗浄施設
- 9 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
  - イ ろ過紙説
  - ロ 乾燥施設
  - ハ 廃ガス洗浄施設
- 10 2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
  - イ ろ過紙説
  - ロ 廃ガス洗浄施設
- 11 8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ[3・2-b:3・2-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
  - イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
  - ロ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体洗浄施設
  - ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設
  - ニ 熱風乾燥施設
- 12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの
  - イ 廃ガス洗浄施設
  - ロ 湿式集じん施設
- 13 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
  - イ 精製施設
  - ロ 廃ガス洗浄施設
  - ハ 湿式集じん施設
- 14 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
  - イ ろ過紙説
  - ロ 精製施設
  - ハ 廃ガス洗浄施設
- 15 廃棄物焼却炉であって（火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの
  - イ 廃ガス洗浄施設
  - ロ 湿式集じん施設
- 16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
  - ・廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
  - ・ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
- 17 フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの

イ プラズマ反応施設

ロ 廃ガス洗浄施設

ハ 湿式集じん施設

18 下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）

19 第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第5号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）